

令和4年度

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

深川市監査委員

深 監 監
令和5年8月18日

深川市長 田中 昌幸 様

深川市監査委員 金山 泰明

深川市監査委員 松本 雅祐

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された標記について、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算（以下「令和4年度決算」という。）に基づき算定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び同法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月2日から令和5年8月7日まで

3 審査の方法

審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠し適正に算定されているかを検証するために、関係書類との照合を行うなどにより審査を実施した。

第2 審査の結果等

1 審査の結果

審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等については、次表のとおりである。

(1) 健全化判断比率

	令和4年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (%)	13.46 (%)	20.00 (%)
連結実質赤字比率	— (%)	18.46 (%)	30.00 (%)
実質公債費比率	14.5 (%)	25.00 (%)	35.00 (%)
将来負担比率	121.2 (%)	350.0 (%)	

(2) 資金不足比率

会 計 名	令和4年度決算	経営健全化基準	
法適用企業	水道事業	— (%)	20.0 (%)
	病院事業	— (%)	20.0 (%)
法非適用企業	農業集落排水事業特別	— (%)	20.0 (%)
	下水道事業特別	— (%)	20.0 (%)

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

本市において、この比率の対象となるのは、一般会計のみであり、その実質収支額の合計は123,135千円の黒字で、実質赤字比率は「-」で表示されている。

(2) 資金不足比率について

2つの法適用企業及び2つの法非適用企業のうち、下水道事業特別会計を除いて資金剰余の状態にある。

法 適 用 企 業		法 非 適 用 企 業	
会 計 名	資金不足額・剰余額	会 計 名	資金不足額・剰余額
水 道 事 業	361,256 千円	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別	8,223 千円
病 院 事 業	1,014,401 千円	下 水 道 事 業 特 別	0 千円

(3) 連結実質赤字比率について

一般会計等及び公営事業会計を対象に算定した連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字となり、本年度は「-」で表示されている。

この比率の算定に用いる連結実質収支額は、(1)の実質収支額に(2)の資金剰余(不足)額を加え、さらに、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計の実質収支額を加え算出され、1,571,143千円の黒字となっている。

(4) 実質公債費比率について

令和2年度から令和4年度までの3か年平均である実質公債費比率は14.5%(前年度14.3%)であり、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

なお、地方財政法第5条の4第1項第2号の規定により、実質公債費比率が18%以上の市町村が地方債を発行しようとする場合などにおいては、地方債についての関与の特例として知事の許可を受けなければならないとされている。

(5) 将来負担比率について

将来負担比率は、121.2%(前年度107.8%)で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

3 総括

令和4年度決算に基づき算定された健全化判断比率は早期健全化基準を、公営企業会計に係る資金不足比率は経営健全化基準をそれぞれ下回った。

病院事業会計については、引き続き良質な医療サービスの提供による収益の確保や経費の削減を積み重ね、その経営の改善に向けて、なお一層の工夫と努力を要望するものである。